

2022年5月19日 全10頁

ファイアーウォール規制に関する内閣府令等の改正

上場企業等に関する情報共有規制を緩和

金融調査部 主任研究員 金本悠希

[要約]

- 2022年4月22日、金融庁はファイアーウォール規制を見直す内閣府令・監督指針等の改正を公表した（6月22日から施行）。見直しにより、証券会社とグループ銀行等の間の顧客の非公開情報の共有規制が、上場企業等について緩和される。
- 一方で、弊害防止措置として、顧客情報管理（Need to Know原則に基づく情報管理、チャイニーズウォールの構築）、利益相反管理、優越的地位の濫用防止が強化される。
- 見直しにより、上場企業等は証券会社等に対して提供停止を求めない限り、早ければ改正の施行から1カ月程度以内に自己の非公開情報がグループ銀行等に提供される可能性がある。ただし、証券会社と銀行はNeed to Know原則を踏まえ、顧客情報へのアクセスや利用は業務遂行上の必要性のある役職員に限定することが求められる。

1. はじめに

2022年4月22日、金融庁は、ファイアーウォール規制を見直す、金融商品取引業等に関する内閣府令（金商業等府令）、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（金商業者等監督指針）、主要行等向けの総合的な監督指針（主要行等監督指針）、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針（中小・地域金融機関監督指針）等を公表した¹。2022年6月22日から施行・適用される。

本稿では、ファイアーウォール規制の見直しの経緯と内容、及び、見直しにより上場企業等の非公開情報の共有がどう変わるかについて解説する。

2. 見直しの経緯

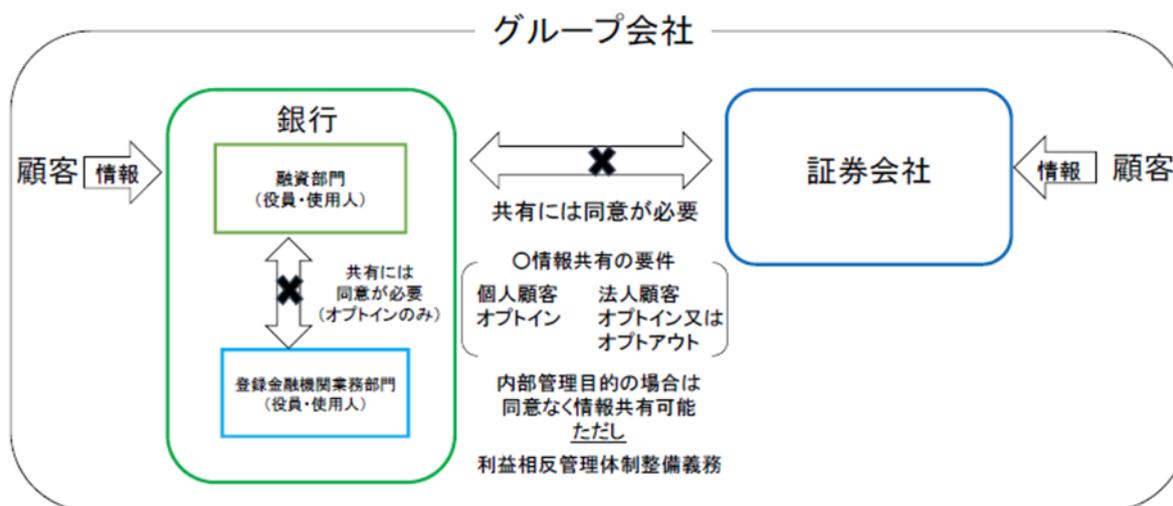
ファイアーウォール規制は、優越的地位の濫用防止、利益相反取引の防止、顧客情報の適切な保護等を確保する観点から、証券会社と（銀行を含む）親子法人等の間における顧客の非公開情

¹ 金融庁ウェブサイト参照。

報等の共有禁止等からなる規制であり、1993年に銀行・証券の相互参入が解禁された際に導入された。

ファイアーウォール規制は2008年に見直され、証券会社と親子法人間における顧客の非公開情報等を共有する方法は、それまで顧客の事前同意を得る「オプトイン」という方法のみだったが、法人顧客に対して「オプトアウト」の方法が導入された。オプトアウトとは、あらかじめ顧客にその情報を共有する旨を通知した上で、顧客が共有を望まない場合は情報提供の停止を求める機会を提供することで同意を取得したものとみなし、顧客の事前同意を不要とする方法である。

図表1 顧客等の非公開情報の共有規制



◆ 情報共有の要件

個人情報…オプトイン制度：顧客からその情報共有について積極的な同意を取得する制度
 法人情報…オプトアウト制度：あらかじめ顧客にその情報を共有する旨を通知したうえで、顧客が共有を望まない場合（一部オプトイン制度）は情報提供の停止を求める機会を提供することで同意を取得したものとみなす制度
 (※)

(※) 法人情報は、銀行と証券会社間についてはオプトアウト制度だけでなくオプトイン制度によることもできる。なお、法人情報であっても、銀行の登録金融機関業務部門と他の部門（融資部門等）間についてはオプトイン制度しか認められない（引用者注）。

(出所) 金融審議会 市場制度ワーキング・グループ（第2回）（2020年10月26日）資料2 事務局説明資料（金融商品取引業者と銀行との顧客情報の共有等のあり方）p.7

ファイアーウォール規制に関して、自由民主党の提言²を受け2020年7月の[成長戦略フォローアップ](#)にその見直しが盛り込まれ、2020年10月から金融審議会 市場制度ワーキング・グループ（市場制度WG）において検討が進められた。

市場制度WGは、2020年12月23日に「[第一次報告 一世界に開かれた国際金融センターの実現に向けて一](#)」を公表し、外国法人顧客に関する非公開情報を情報授受規制の対象外とする提言を行った（提言に基づいた内閣府令の改正が2021年6月30日に施行されている）。

その後、市場制度WGは、国内法人顧客のうち上場企業等に関する情報授受規制等について検

² 自由民主党政務調査会「[ポストコロナの経済社会に向けた成長戦略](#)」p.16 参照。

討を進め、2021年6月18日に「[第二次報告 ―コロナ後を見据えた魅力ある資本市場の構築に向けて―](#)」（第二次報告書）を公表した。第二次報告書では、上場企業等について新たに簡素なオプトアウトを導入して規制を緩和する一方、弊害防止のため、顧客情報管理、利益相反管理、優越的地位の濫用防止を強化することが提言された。今回公表された改正金商業等府令、改正金商業者等監督指針等は、この提言を受けファイアウォール規制を見直すものである。

3. 顧客情報の共有規制等の緩和

(1) 上場企業等に対する簡素なオプトアウトの導入

改正前の制度では、証券会社は顧客（又は有価証券の発行者）の非公開情報を、親子法人等から受領し、又は親子法人等に提供することは、原則として禁止されている（改正前の金商業等府令 153①七）。今回の改正では、この顧客等の非公開情報の共有規制に関して、**上場企業等**（グループ）に対して、新たに簡素なオプトアウトが導入された。

簡素なオプトアウトの対象となるのは、以下の者である（改正金商業等府令 153①七ヌ、123①十八ト(1)～(4)）。下記のように、上場会社だけでなく、IPO 予定会社や（上場していなくても）有価証券報告書を提出している会社、一定の適格機関投資家が含まれ、さらにそれらの子会社等も含まれる。

- ①上場会社等（※1）、及びその子会社等
- ②金融商品取引所に株式を上場しようとする一定の株式会社（※2）、及びその子会社等
- ③有価証券報告書を提出している者、及びその子会社等
- ④適格機関投資家（※3）、及びその子会社等

（※1）上場会社のほか、店頭売買有価証券、取扱有価証券を発行する会社が該当する。

（※2）以下のいずれかの契約を締結しているものに限る。

- ・取引所の上場基準に適合するために必要な助言を受けることを内容とする契約
- ・金融商品取引法 193 条の 2（上場会社等が財務書類について公認会計士・監査法人の監査証明を受ける義務）に準じて、公認会計士・監査法人の監査を受けることを内容とする契約

（※3）金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令 10 条 1 項 23 号イ（有価証券の残高が 10 億円以上である旨の届出を行った一定の法人）、24 号（有価証券の残高が 10 億円以上に該当すること等により、届出を行った一定の個人）に該当する者は除かれる。

簡素なオプトアウトでは、証券会社又はその親子法人等が、顧客である上場企業等が求めれば非公開情報の提供³を停止するということを、上場企業等が「容易に知り得る状態」に置いている場合、上場企業等から非公開情報の提供の停止が求められない限り、親子法人等と非公開情報の共有が可能である（改正金商業等府令 153①七ヌ）。この簡素なオプトアウトでは、従来のオプトアウトと異なり、上場企業等に個別にオプトアウトの機会を提供する必要はない。

この「容易に知り得る状態」とは、（上場企業等が）「知ろうと思えば、時間的にも、その手段においても、容易にこれを知ることができる状態」をいい、例えば、（下記の所定の事項につい

³ 証券会社から親子法人等への非公開情報の提供、及び、親子法人等から証券会社への非公開情報の提供の双方が含まれるため、非公開情報の共有を意味するが、条文の表現に倣って「提供」と記載している。

て)「店舗での常時掲示及びホームページへの常時掲載を行っている場合等」が該当する(改正金商業者等監督指針IV-3-1-4(2)①)。

簡素なオプトアウトでは、証券会社等は、以下の事項を(上場企業等が)容易に知り得る状態に置いていることが求められる(改正金商業者等監督指針IV-3-1-4(2)①)。

- ①親子法人等との間で授受を行う非公開情報の範囲
- ②非公開情報の授受を行う親子法人等の範囲
- ③非公開情報の授受の方法
- ④提供先における非公開情報の管理の方法
- ⑤提供先における非公開情報の利用目的
- ⑥オプトアウトする(情報提供の停止を求める)場合に必要の手続及び連絡先
- ⑦親子法人等との間での非公開情報の授受を停止した場合における当該非公開情報の管理方法

簡素なオプトアウトでは、上場企業等の求めに応じて非公開情報の提供が停止されることとなっている旨について容易に知り得る状態に置かれたときから、非公開情報の授受を開始するまでの間に、当該上場企業等がオプトアウトするか否かを判断するために必要な期間を確保することが求められる(改正金商業者等監督指針IV-3-1-4(2)③)。この「必要な期間」⁴は「例えば1カ月程度」とされている(パブリックコメントにおける質問No.8に対する金融庁の考え方参照)。

上場企業等がオプトアウトする場合の手続については、「書面での通知のほか、電子メールの送付やタブレット端末等を用いたウェブサイト上のフォームへの入力など、上場企業等の利便性を考慮したもの」とすることが求められる。加えて、「上場企業等の頂点に位置する会社が当該グループに属する企業全体を代表してオプトアウトすることを求めた場合、一括してオプトアウトに係る手続を行うといった各上場企業等の意向や負担への配慮の観点から適切な対応」を講じることも求められる(改正金商業者等監督指針IV-3-1-4(2)⑤)。

証券会社等は、上場企業等からオプトアウトがあった場合には、可能な限り速やか、かつ適切に対応できる体制を整備することも求められる(改正金商業者等監督指針IV-3-1-4(2)⑥)。

(2) オプトインの簡素化

今回の改正では、オプトインの簡素化も行われた。改正前の制度では、顧客(個人・法人いずれも含む)が非公開情報の提供について同意する手続は書面による同意に限られているが、新たに電磁的記録による同意も認められた(改正金商業等府令153①七イ)。

具体的な方法として、「電子メールの送付やタブレット端末等を用いたウェブサイト上のフォームへの入力など」が認められる(監督指針IV-3-1-4(3))。

⁴ 改正金商業等府令の施行日から起算して、必要な期間を確保することが適当とされている(パブリックコメントにおける質問No.8に対する金融庁の考え方参照)。

(3) ホームベース・ルールの撤廃

銀行と証券会社の間では、届出により役職員の兼職が認められている。もともと、改正前の監督指針では、非公開情報を用いて業務を行う部門を兼職している役職員は、いずれか一つの法人等をホームベースとし、ホームベース以外の法人等が管理する非共有情報にアクセスすることは認められない（ホームベース・ルール。改正前の金商業者等監督指針IV-3-1-4(2)⑥イ）。

今回の改正では、ホームベース・ルールが撤廃された。これにより、非公開情報を用いて業務を行う部門を兼職している役職員は、ホームベース以外の法人等が管理する非共有情報にアクセスすることが可能になる。しかし、アクセスが可能になったからといって情報の流用ができるわけではなく、非共有情報を利用して、ホームベース以外の法人等の役職員として、顧客に対する勧誘等を行うことは認められない（改正金商業者等監督指針IV-3-1-4(2)⑥）。

また、証券会社等とその親子法人等の兼職者が、いずれかの兼職先の非共有情報を、その情報を共有していない方の法人等の業務に関して顧客や役職員等に伝える行為は、非共有情報の授受に該当するため、顧客の同意やオプトアウトの手の履行なしには認められない。

加えて、Need to Know 原則（後述 4. (2) (ア)）を踏まえ、兼職者が業務遂行上の必要性のない情報へアクセスすることや、兼職者間での当該情報の利用が行われないことを確保するための態勢の整備が求められる。

さらに、兼職者が新たに非公開情報を取得した場合、当該兼職者のいずれの兼職先の法人等において取得した非公開情報として取り扱うか、取得に至った経緯や顧客の認識を踏まえ、適切に判定することが求められる⁵。

4. 弊害防止措置の強化

(1) 証券会社と銀行に対する弊害防止措置の強化

今回の改正で非公開情報の授受の規制が緩和されることを踏まえ、監督指針の改正により、証券会社と銀行双方について、下記の弊害防止措置が強化された。

- ◇顧客等に関する情報管理
- ◇利益相反管理
- ◇優越的地位の濫用防止

⁵ このような判定が適切に行われず、非公開情報の共有規制が形骸化することを防ぐため求められると考えられる。例えば、銀行と証券会社を兼職している役職員 X を、顧客が証券会社の役職員と認識していた場合、本来、顧客の非公開情報は証券会社内でしか共有できない。しかし、仮に X が銀行の役職員と扱われれば、顧客の意思に反して、顧客の非公開情報が銀行内で共有されることになる。

(2) 顧客等に関する情報管理

(ア) Need to Know 原則に基づく情報管理

監督指針において、顧客等に関する情報⁶へのアクセスおよびその利用は業務遂行上の必要性のある役職員に限定されるべきという「Need to Know 原則」が明記され、以下が求められることとされた(改正金商業者等監督指針Ⅲ-2-4(1)①～③、改正主要行等監督指針Ⅲ-3-3-3-2(1)①～③、改正中小・地域金融機関監督指針Ⅱ-3-2-3-2(1)①～③)。

- ◇経営陣は Need to Know 原則を踏まえ、内部管理態勢の整備を図ること
- ◇顧客等に関する情報の取扱基準が、社外との共有だけでなく、社内の同一の部門内での共有、異なる部門間の共有についても、Need to Know 原則を踏まえたものとなっていること
- ◇顧客等に関する情報へのアクセス権限を有する者の範囲が、Need to Know 原則を逸脱したも
のとなることの防止等

Need to Know 原則の「業務遂行上の必要性」の意味に関して、パブリックコメントでの「情報を入手した当該案件の遂行のためのほか、顧客の利益に資すると考えられる他のサービスを遂行する目的も含まれ得るとの理解でよいか」という質問に対して、金融庁からは、下記のように、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断すべき旨が回答されている⁷。

Need to Know 原則における「業務遂行上の必要性」は、顧客の利益・目的・意思（同意の有無を含みます。）、業務内容等に鑑み、正当な必要性が認められるか否かを踏まえ、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものと考えられ、かかる正当な必要性が認められる限りでご質問のような目的が含まれ得ることは否定されません。

顧客情報管理に関しては、さらに、コンプライアンス部門の関与のもと顧客等に関する情報の管理状況を適時・適切に検証できる体制が求められる。また、顧客に重大な影響を及ぼす可能性があるなど、経営上重要な事案については、対応方針の意思決定に経営陣が適切に関与することが求められる(改正金商業者等監督指針Ⅲ-2-4(1)③⑤、改正主要行等監督指針Ⅲ-2-4(1)③⑤、改正中小・地域金融機関監督指針Ⅱ-3-2-3-2(1)③⑤)。

(イ) 法人関係情報の管理

インサイダー取引等の不公正な取引の防止のため、金融商品取引法は証券会社とその役職員に対して、「法人関係情報」に基づく有価証券の自己売買を禁止している(金融商品取引法 38 九、改正前の金商業等府令 117①十六)。法人関係情報は、インサイダー取引規制の対象である重要事実に係る公表されていない情報が該当し、重要事実よりも広い範囲の情報が含まれる⁸。

今回の金商業等府令の見直しにより、銀行である登録金融機関とその役職員に対しても、法人

⁶ 「顧客等に関する情報」という表現のため、非公開情報に限られないと考えられる。

⁷ 「[コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方](#)」における No. 63 参照。

⁸ 具体的な定義について、金商業等府令 1④十四参照。

関係情報に基づく有価証券の自己売買の禁止が課されることとされた（改正金商業等府令 117①十六）。

加えて、監督指針においても、「チャイニーズウォール」（情報障壁）の構築等、法人関係情報を利用した不公正な取引を防止するための措置を講じることが求められた（改正金商業者等監督指針Ⅲ-2-4(3)①、改正主要行等監督指針Ⅲ-3-3-2(3)①、改正中小・地域金融機関監督指針Ⅱ-3-2-3-2(3)①）。

チャイニーズウォールとは、法人関係情報を利用したインサイダー取引等の不公正な取引を防止するため、「プライベート部門」（営業部門のうち恒常的に法人関係情報を取得することが想定される部門）と、「パブリック部門」（営業部門のうちプライベート部門以外の部門）⁹との間に設けられる、情報管理のための組織上、物理上またはシステム上の障壁を指す。

例外的にチャイニーズウォールをまたいだ情報共有（ウォールクロス）を行う場合、情報共有を行った各部門の役職員の氏名、日付、関連銘柄等を記録し、コンプライアンス部門の事前承認を要する等の、法人関係情報の不正利用の防止手続を具体的に定めることが求められる。また、経営管理上の必要性から役員等に法人関係情報へのアクセスを認めている場合、漏えいや不正利用の防止措置を講じることが求められる。

加えて、金融商品取引業者や銀行が国際的に活動する金融グループに属している場合等は、法人関係情報の管理についてグローバルのグループベースで管理を行うなど、適切な管理態勢を確立することが求められる（改正金商業者等監督指針Ⅲ-2-4(3)⑤、改正主要行等監督指針Ⅲ-3-3-2(3)⑤、改正中小・地域金融機関監督指針Ⅱ-3-2-3-2(3)⑤）。

（３）利益相反管理

利益相反のおそれのある取引について、銀証連携の場面を想定した例が監督指針に明記された¹⁰（改正金商業者等監督指針Ⅳ-1-3(2)）。例えば、M&Aにおいて証券会社等が買い手候補にアドバイザー業務を行う一方、親子金融機関等が別の買い手候補に融資を行う場合などが挙げられている。

また、利益相反管理の方法に関して、利益相反のおそれのある取引を取引遂行前に特定できる態勢を整備することや、利益相反管理が適切に行われていることについて事後的な検証が可能になるよう記録を作成・保存することが求められることとされた（改正金商業者等監督指針Ⅳ-1-3(3)①③、改正主要行等監督指針Ⅴ-5-2(2)①③、改正中小・地域金融機関監督指針Ⅲ-4-12-2(2)①③）。

加えて、顧客に重大な影響を及ぼす可能性があるなど、経営上重要なものについては、適切な

⁹ 「例えば、有価証券の売買その他の取引等の勧誘やその取引の媒介・取次ぎ・代理を行う部門や、自己取引又は委託取引の執行を行う部門などが考えられる」とされている。

¹⁰ 主要行等監督指針と中小・地域金融機関監督指針では、金商業者等監督指針の例を参照する旨規定されている（改正主要行等監督指針Ⅴ-5-2(1)①、改正中小・地域金融機関監督指針Ⅲ-4-12-2(1)①）。

利益相反管理の方法の選択といった対応方法の意思決定に経営陣が適切に関与することが求められる（改正金商業者等監督指針Ⅳ-1-3(5)①、改正主要行等監督指針Ⅴ-5-2(3)①、改正中小・地域金融機関監督指針Ⅲ-4-12-2(3)①）。

また、営業部門が利益相反管理業務に関与する場合でも、利益相反のおそれのある取引への該当性の判断や利益相反管理の方法の決定に当たって、利益相反管理統括者（利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理に関する全社的な管理体制を統括する者）、利益相反管理部署及びその職員が、主体的に意思決定を行うことができる体制となっていることが求められる（改正金商業者等監督指針Ⅳ-1-3(5)⑤、改正主要行等監督指針Ⅴ-5-2(3)⑤、改正中小・地域金融機関監督指針Ⅲ-4-12-2(3)⑤）。

加えて、証券会社等や銀行が国際的に活動する金融グループに属している場合等は、利益相反管理についてグローバルのグループベースで管理を行うなど、適切な管理態勢を確立することが求められる（改正金商業者等監督指針Ⅳ-1-3(5)⑧、改正主要行等監督指針Ⅴ-5-2(3)⑧、改正中小・地域金融機関監督指針Ⅲ-4-12-2(3)⑧）。

（４）優越的地位の濫用防止

親子銀行等の優越的地位を不当に利用する行為の例として、監督指針に下記が明記された（改正金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4(6)）。

有価証券の引受等の金融取引において、**自社を利用し又は自社のシェアを増加させなければ、今後の親子銀行等による融資取引に影響がある旨**に言及するなど、口頭・書面等あるいは明示・黙示を問わず、役職員が顧客に対して**不利益な取扱いの可能性を示唆**して自社との取引を要請する場合（太字は筆者加筆）

（注）主要行等監督指針と中小・地域金融機関監督指針では、銀行の立場から見た同様の例が規定されている（改正主要行等監督指針Ⅴ-3-3-6(3)①、改正中小・地域金融機関監督指針Ⅲ-4-7-6(3)①）。

経営陣の関与に関して、優越的地位の不当な利用が疑われる事案のうち、顧客に重大な影響を及ぼす可能性があるなど経営上重要なものについては、経営陣に適時適切に報告がなされる態勢となっており、優越的地位の濫用の防止体制の構築については、経営陣が適切に関与することが求められる（改正金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4(6)①、改正主要行等監督指針Ⅴ-3-3-6(3)②イ、改正中小・地域金融機関監督指針Ⅲ-4-7-6(3)②イ）。

さらに、役職員の業績評価等や収益上の構造が、優越的地位の不当利用を誘発するものでないことが求められる¹¹（改正金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4(6)④、改正主要行等監督指針Ⅴ-3-3-6(3)②ロ、改正中小・地域金融機関監督指針Ⅲ-4-7-6(3)②ロ）。

¹¹ 優越的な地位の不当利用を誘発しやすい収益上の構造として、「親子銀行等において同じ顧客に対して証券会社等が金融商品取引契約を締結することを前提としなければ成り立たないような金利での貸出等が横行するなど」が挙げられている。

加えて、内部管理態勢の整備に当たり、取引先及び取引形態ごとに優越的な地位の不当な利用が行われるリスクを評価し、リスクに応じた防止措置¹²を講じることが求められる（改正金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4(6)⑤、改正主要行等監督指針Ⅴ-3-3-6(3)②ハ、改正中小・地域金融機関監督指針Ⅲ-4-7-6(3)②ハ）。

そのほか、優越的地位の不当利用の防止について（営業部門に対して）十分に牽制機能が発揮される体制の整備、内部監査部門の体制が十分であること、グループベースでの一体的な管理などが求められる（改正金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4(6)⑧⑨、改正主要行等監督指針Ⅴ-3-3-6(3)②ホへ、改正中小・地域金融機関監督指針Ⅲ-4-7-6(3)②ホへ）。

証券会社等による親子銀行等の取引上の優越的地位の不当利用については、監督指針において、当局の監督手法に関して以下の点が明記された（改正金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4(8)、改正主要行等監督指針Ⅴ-3-3-6(3)③、改正中小・地域金融機関監督指針Ⅲ-4-7-6(3)③）。

- ◇優越的地位の濫用防止に係る情報収集窓口寄せられた情報、親子銀行等の監督部局が行った融資先企業ヒアリングの結果など、様々なチャネルを活用して収集した金融サービス利用者の声のほか、メディア報道や外部からの照会等を含めた外部情報を分析し、重点的にモニタリングを実施すること（太字は筆者加筆）
- ◇証券監督部局と銀行監督部局と証券取引等監視委員会が、十分に連携する必要があること
- ◇公正取引委員会と定期的な意見交換を実施すること

さらに、モニタリングや検査等により、優越的地位の濫用の問題がある場合には、必要に応じ、銀行・証券会社等には報告が求められる。さらに銀行に対しては、必要に応じ、業務改善命令が発出される旨が監督指針に明記されている（改正金商業者等監督指針Ⅳ-3-1-4(8)、改正主要行等監督指針Ⅴ-3-3-6(3)③、改正中小・地域金融機関監督指針Ⅲ-4-7-6(3)③）。

5. 上場企業等の非公開情報の共有はどう変わるか

簡易なオプトアウトの導入を含め、今回の改正は2022年6月22日に施行される。新たなオプトアウトでは、顧客の求めに応じて情報提供が停止される旨についてウェブサイトへの掲載等がなされてから、必要な期間（「例えば1カ月程度」）経過した後にグループ内での非公開情報の授受を開始できるようになる。そのため、施行日までに関連情報が証券会社等のウェブサイトに掲載された場合、上場企業等は2022年7月下旬頃¹³までにオプトアウトを行わなければ、証券会社とグループ銀行の間で自身の非公開情報が共有される可能性がある。

このようにオプトアウトを緩和することについては、「銀行に伝えた情報を証券会社に共有さ

¹² 例として、顧客に対して、自社との取引に応じなくとも今後の親子銀行等との取引に影響を与えるものではない旨を明確に説明する措置や、顧客との応接録を適切に作成・保存する措置が挙げられている。

¹³ 金融商品取引業者が、改正の施行（2022年6月22日）前に関連情報をホームページに掲載していたとしても、改正の「施行後」に、必要な期間（1カ月程度）確保する必要がある（パブリックコメントにおける質問No.8に対する金融庁の考え方）。

れ営業活動に勝手に利用される懸念」¹⁴がある。共有を望まない、又は情報を自身でコントロールしたい上場企業等は、上記の期間内に自身の情報の共有を行わないよう、証券会社等に求める必要がある。もっとも、監督指針で Need to Know 原則が規定されたため、情報提供の停止を求めなかった場合でも、上記の懸念は一定程度低減されることが期待される。

具体的には、Need to Know 原則では、顧客等に関する情報（非公開情報に限られないと考えられる）へのアクセスおよびその利用は「業務遂行上の必要性のある役職員に限定されるべき」とされている。顧客に対して「他のサービスを遂行する目的」に「業務遂行上の必要性」が認められるかについて、金融庁は「顧客の利益・目的・意思（同意の有無を含みます。）、業務内容等に鑑み、正当な必要性が認められるか否かを踏まえ、個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべき」としており、顧客情報の共有は一定の範囲に限定されると期待される。

また、情報提供の停止を求めなかった場合に、Need to Know 原則を踏まえた上でグループ会社に顧客の非公開情報が提供されたとしても、別途、優越的な地位の濫用の防止が図られている。例えば、「有価証券の引受等の金融取引において、グループ証券会社を利用し又はグループ証券会社のシェアを増加させなければ、今後の融資取引に影響がある旨に言及する」などの場合は、優越的な地位の濫用に該当する可能性があり、業務改善命令等が課され得ることが監督指針に明記された。

優越的地位の濫用については、被害者（優越的地位の濫用を受けた側）が声を上げづらいという性質がある。優越的地位の濫用を受けた場合、本改正の施行日に設けられる予定の金融庁の情報収集窓口¹⁵に情報を提供することが可能であり、金融庁は情報収集窓口に寄せられた情報や融資先企業へのヒアリング等を分析し、重点的にモニタリングすることを明らかにしている。

その他、情報共有規制に関しては、顧客の意思に反して情報が漏えいしたり、流用されたりしてしまう可能性があることや、一旦漏えいや流用が発生した場合、元に戻すことが難しいといった問題点もある。この点に関しては、顧客に重大な影響を及ぼす可能性があるなど、経営上重要な事案については、対応方針の意思決定に経営陣が適切に関与することが求められることとされた。

上場企業等に対して簡易なオプトアウトが導入されても、これらの措置により弊害が防止されることが期待されているものと考えられる。これらの弊害防止措置が期待通り機能するか、見極める必要があるだろう。

(以上)

¹⁴ 第二次報告書 p. 21 参照。資本市場の健全な発展を考える会「[ファイアーウォール規制について](#)」（第2回市場制度ワーキング・グループ（2020年10月26日）資料6）（p. 9～12）も参照。

¹⁵ [金融庁ウェブサイト](#)参照。